

再申入書

2021（令和3）年6月25日

〒141-8643

東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー6F

株式会社ローソン 法務部 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

2021（令和3）年3月1日付でご回答をいただき、ありがとうございます。
た。

当法人は、貴社の2021年2月25日付修正案を検討し、再度、次のとおり
申入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴グループの見解や対応につき、2021（令和
3）年7月30日までに、上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い
申し上げます。

記

2021年2月25日付修正案

第10条に次の条項を追加。

「会員によるグループサービス等の利用に関連して、当社グループが責任を負う場合は、当社グループに故意又は過失がある場合に限られ、また、当社グループが責任を負う場合であっても、会員に現実に生じた直接かつ通常の範囲内の損害に限り責任を負い、逸失利益、特別損害その他の損害については責任を負いません。」

1 申し入れの趣旨

本2021年2月25日付修正案（以下、「修正案」と言います。）の、「また、当社グループが責任を負う場合であっても、会員に現実に生じた直接かつ通常の範囲内の損害に限り責任を負い、逸失利益、特別損害その他の損害については責任を負いません。」の部分の削除を求めます。

2 申し入れの理由

- (1) 貴社グループに故意又は過失がある場合に貴社グループが負う責任としては、債務不履行に基づく損害賠償責任（民法415条）又は不法行為に基づく損害賠償責任（民法709条）が考えられます。

そして、債務不履行に基づく損害賠償の範囲は、債務の不履行により通常生ずべき損害（通常損害。同法416条1項）及び当事者が予見すべきであった特別事情によって生じた損害（特別損害。同条2項）とされています。不法行為に基づく損害賠償の範囲についても、同様に解されています。

- (2) しかるに、修正案は、貴社グループが、会員に現実に生じた直接かつ

通常の範囲内の損害に限り責任を負い、当事者が予見すべきであった特別損害については責任を負わないとするものであり、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項に該当します。

また、修正案によれば、消費者は、貴社グループが予見すべきであった特別損害に基づく損害について一切損害賠償請求できなくなり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものと言えます。

逸失利益についても、前記民法の規定によれば、通常損害及び予見すべきであった特別損害に該当すれば、損害賠償請求は可能と考えられます。

しかるに、修正案によれば、消費者は、逸失利益が通常損害又は予見すべきであった特別損害に当たる場合でも一切損害賠償請求できなくなり、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものと言えます。

よって、「また、当社グループが責任を負う場合であっても、会員に現実に生じた直接かつ通常の範囲内の損害に限り責任を負い、逸失利益、特別損害その他の損害については責任を負いません。」との記載は、消費者契約法10条に該当し無効となり得ます。

- (3) また、修正案は、貴社グループが、会員に現実に生じた直接かつ通常の範囲内の損害に限り責任を負い、特別損害については責任を負わないとするものであり、事業者の債務不履行又は不法行為により消費者

に生じた損害の一部を免除する条項です。

よって、修正案は、消費者契約法第8条1項2号及び4号に該当し無効となり得ます。

(4) したがって、申入れの趣旨のと通りの削除を求めるものです。

以上